

当面する行政課題に全力を傾注

12月定例会市議会での村上市長の所信表明を一部掲載します。

【主な内容】

- 身の丈に合った予算編成
- 小浜線の利用促進
- 企業誘致の取り組み
- 琵琶湖若狭湾快速鉄道の実現
- 観光の活性化
- 世界遺産暫定リスト登載へ向けた取り組み



十二月定例会市議会の開会にあたり、所信の一端を申し述べさせていただきます。

わたしは農村に関わる仕事を担当する一県職員として活動してまいりました。昭和三十年代初期のころであります。草履、地下足袋をはいて、古自転車に乗って田圃を見て回るような仕事をしていました。

そんな日常の活動の中で感じましたのは、国も県も、農村の実態がまるでわかっていないのではないかといいことでした。県を通して、あれをやれ、これをやれと言ってくる。圃場整備もできていないのに、大型機械で効率を上げるようにとか、県の指導方針、上意下達が農家の暮らしや農業の実態にそぐわないことが多かったのです。

県と農家のはざままで苦悩していたわたしは、どうしてこのようなことになるのだろうか。そんな疑問と現

場の姿をそのまま綴った小論を「これが現場の様子です」と恩師に読んでもらったことがあります。その時は何でもなかったのですが、半年ほどたって、わたしは県の幹部に呼び出され、たいへんなおしかりを受けることになりました。想像もしなかったことが起こっていたのです。

この小論が後に、恩師から当時の農林水産省局長(後に政府税調会長、日銀政策委員などを務められた故小倉武一氏)の手に渡っていたのです。局長は部下を集め、「君たちは現場を勉強しろ」とわたしの小論を印刷し、全国の県庁に配布しよう命じたというのです。匿名でしたからわたしの名前は出ていませんが、文中にF県W地方とあったことから、犯人(?)はわたしだと特定できたということでした。この小論の中でわたしは、補助金害悪論や地方のことは地方に任せるべきと説きました。

そんなことがあってから、わたしの県庁職員としての三十余年間は、反骨と抵抗の歴史でもあったのであります。県議会に出させていただいたのも、その延長線にほかならなかったものであります。

皆さんのご推挙により、市長選に出馬させていただきましたときの使命感もまた然りであります。

特に、市長選への意志を固めました平成十一年七月には、いわゆる地方分権一括法が公布され、翌十二年四月には大部分が施行になりました。市長選出馬のごあいさつに県庁を訪ねたのが同十二年五月ごろでした。西川副知事(現知事)が、ただ一言「ちよūdい時期ですね」と言われたことを印象深く記憶しています。何も言わなくてもわたしの想いを理解していただいていたということでした。

就任させていただいた初登庁の職員訓示の際、「国は県に、県は市町村に、それが分権の考え方です。そして基礎自治体は市町村。皆さんの頭の中の辞書から「中央」「末端」という言葉を消しなさい」と申し上げました。

知性や良識を信頼して任せるといふ考え方は、市対集落自治、地域ということにおいても原則論は同じであります。小浜市の準自治基本条例ともいふべき「食のまちづくり条例」で、地区振興計画、住民による生き生きまち・むらづくりを重視しているのは、まさに分権主義に通じるものであります。

国では、機関委任事務制度の廃止など国と地方の関係を制度上対等、協力の関係に変え、「三位一体改革」により国から地方への三兆円の税源移譲を実現しました。それ自体は評価すべきことであります。

しかしながら、現段階では財政改革だけが先行し、それが地方行政を圧迫し、地方分権改革の推進という観点からはほど遠い感がするのであります。

全国市長会などが主張する「新地方分権一括法」を速やかに制定し、地方を再生させる国づくり、地方税の充実強化などを進めていただきたいものと念願する次第であります。

分権に対するわたしの姿勢を吐露させていただきました。自治体としていっそうの自助努力をしなければならぬことは言うまでもありませんが、現実に地方交付税、負担金、県補助金の削減が進み、税源移譲が進まない中では、積極的な予算、新規事業は控えざるを得ません。

国は、財政健全化に向けて歳出入一体改革を進め、平成二十三年度には基礎的財政収支(プライマリーバランス)を確実に黒字化することを目指しています。一方、地方財政においては、少子高齢化の進展によ

る社会保障関連経費の増大、九十年代に景気対策のため多額の地方債を発行したことによる公債費の償還の増大など、財政構造がますます硬化し、どの自治体とも極めて厳しい状況にあります。

こうした状況下、地方公共団体が住民の要請にこたえてその機能を適切に果たしていくためには、徹底した行政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めていくことが喫緊の課題となっております。

本市の財政状況を見ると、歳入では市税が伸び悩み、地方交付税は国の構造改革により減少の一途をたどるなど、一般財源は年々厳しさを増している状況にあります。

一方、歳出では、本年度から本格的に着工しました小浜小学校やリサイクルプラザ、さらには公立小浜病院の建設により、通年ベース以上の財源が必要となっております。

人件費については、定員適正化計画により年々縮減しているところでありますが、一方で、少子高齢化に伴う扶助費および起債の償還に充てる公債費などの義務的経費が増高しています。さらに、公共下水道事業をはじめ介護保険、国保、老人医療といった特別会計への繰出金が右肩上がり伸びています。

このように、本市の財政はたいへん厳しい状況にあります。こうした現状を踏まえ、平成十九年度当初予算の編成につきましては、歳入面では、税収入および受益者負担を適正化することで財源の確保に努めるとともに、歳出面では、各種施策の優先順位について厳しい選択を行い、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うなど「身の丈財政」宣言に基づいた予算編成を実施していきますので、市民の皆さん、議員の皆さんのご理解とご協力をお願いする次第であります。

そこで新規事業については、原則抑制するものとし、やむを得ない場合は、既存事業の廃止・縮減を伴うものとし、また、安易に前例を踏襲することなく、既存の事業をゼロベースから見直し、各事業の必要性を徹底的に吟味することにより、住民ニーズに的確に対応した予算編成を行います。

まず、昨年度から着工しております小浜小学校、リサイクルプラザ、公立小浜病院の建設を平成十九年度に完了するよう継続して予算を確保します。また、企業・諸事業所の誘致など、雇用の拡大を促進するため必要な予算を確保します。

食のまちづくりの推進については、食のまちづくり条例制定後、五年間の成果、本年度実施した全国食のまちづくり大会、食育・食文化の祭りなどの検証を踏まえ、行政・市民・事業者がまちづくりに主体的に参画し、個性豊かなまちを形成するために必要な予算を確保します。

また、市民提案制度については見られるべき成果がありますので、引き続き市民の企画立案に基づく「市民提案枠」を設け、市民と市との協働によるまちづくりを推進していくとともに、将来を見据え、小浜をいっそう活性化させるために必要な調査費などについても予算化します。

以上のように、喫緊の課題である財政の健全化を進める一方で、未来に夢を持っていただけるようなまちづくりを推進していくため、メリハリのある「身の丈」に合った予算編成を行っていきます。また、施設の統廃合、事業の民間委託、指定管理者制度への移行などについては、具体的な年次計画を立て、積極的に推進していきます。

琵琶湖若狭湾快速鉄道の実現

次に、当面する行政課題について申し上げます。

琵琶湖若狭湾快速鉄道の実現についてですが、十月二十一日には嶺南地域鉄道整備三点セットの一つである、敦賀までの北陸本線と湖西線の直流化事業が完了し、残る新線の実現に向けて全力を傾注しなければならぬ重要な時期にきています。

このような中、九月一日、新線建設の早期事業化について十二万六千人余りの地域の熱意を結集した署名簿を付して、福井県知事および県議会に要望しました。その結果、九月県議会で早期事業化に向けての陳情の採択をいただいたところです。

また、十月十二日には、山崎正昭前官房副長官を会長とする福井・滋賀両県などの国会議員による建設促進懇談会が東京で開催され、実現に向けてのご意見やご支援、特に財政支援についての力強いご発言をいただいたところでもあります。

さらに、十一月十一日には琵琶湖若狭湾快速鉄道建設促進期成同盟会主催により、「早期実現・新線がもたらす未来」と題してシンポジウムが開催され、地元選出国会議員や県議会議員、嶺南地域をはじめ滋賀県高島市等から千人を超す関係者、住民が結集して、新線建設の事業化に向けて気運を盛り上げるとともに、嶺南地域の熱意を強く県内外にア

観光の活性化

次に、観光の活性化についてですが、近年、見る観光から体験・参加型観光へ、団体旅行から少人数・グループ型へと移行しており、これらのニーズに因應するため、地域の特性を生かした通年型・滞在型観光への取り組みが求められています。

本市には、豊かな自然や神社仏閣、魚介類を中心とした新鮮かつ高品質な食材など多くの観光資源があり、これらを活用した体験や参加型のイベントを展開することで、来訪者に当市の魅力を存分にアピールし、さらなる交流人口の拡大に取り組んでいきたいと考えています。

様々なイベントや食のまちづくりのPRにより観光交流人口も年々増加し、本年度中には目標の百五十万人を突破しそうです。来年度は新たな目標を掲げ、誘致活動や関連イベントの開催などを考えています。

また、このほど締結した「あやべ・おおい・おばま観光交流協定」によって、それぞれの地域が持つ歴史や文化・自然などの地域特性を生かした新たな観光コースを策定し、本市の体験民宿やグリーンツーリズムなどを組み入れることで、課題である滞在型観光やリピーターの確保にも積

ピールしたところがあります。今後とも、県や関係機関と連携しながら、高島市をはじめとする滋賀県やJRとのコンセンサスの醸成、建設財源の確保策の研究など、新線の早期事業化に向け努力していきたいと考えています。

小浜線の利用促進

次に、JR小浜線の利用促進についてですが、敦賀までの直流化事業の完了に伴う新快速の乗入れや琵琶湖若狭湾快速鉄道の実現と合わせた広域鉄道ネットワークの構築、さらには鉄道を中心とした環境に優しい地域づくりなど、将来に向けた小浜線の役割は極めて重要であります。

このため、小浜線利用促進協議会では、本年度から小浜線沿線地域の企業や学校などに直接出向いた営業活動を展開し、需要開拓などを行っています。さらに、嶺南地域の官民一体となった利用促進策の取り組みなどにより、一日平均の利用者数も四年ぶりに五千人を上回るペースとなつていきます。

また、十月十二日には小浜市民号を京都駅まで、十一月十二日には市民提案による「わかさ路快速」を長浜駅まで運行しました。このような

極的に取り組んでいきたいと考えています。

農業施策

次に、農業施策についてですが、従来から取り組んでいる地域営農体制の整備と並行して、国が戦後農政の大転換施策として来年度から導入する「品目横断的経営安定対策」支援の対象となる農業者の育成、確保は喫緊の課題となっております。

このような中、十月三十一日にその中核となる二法人、五個人を新たに認定農業者として認定しました。今後、小浜市水田農業ビジョンが目指す地域営農体制の確立を推し進める中で、JAや関係機関との連携を密にしなが、効率的かつ安定的な経営基盤の確立と競争力のある農業を目指します。

特に、今国会で「有機農業推進法」が成立する見通しであるため、環境への負荷の低減、安全で良質な農産物を求める消費者の需要に応える農業を育成したいと考えています。

企業誘致の取り組み

企業誘致の取り組みについてですが、市内の空き事務所などへ企業を

試験運行により、関西地域までの直通電車の利便性、小浜・敦賀間を五十二分で運行した快速電車の快適性など、鉄道網整備の必要性を市民や関係者にあらためて認識していただいたところがあります。

今後は、敦賀・東舞鶴両駅での接続時間の改善をJRに働きかけるなど、地域の皆さんと知恵を出し合い、小浜線の利便性の向上に努めるとともに、さらなる利用促進を図ってきたいと考えています。

食育・食文化の祭り

次に、十月に開催しました「御食国若狭おばま食育・食文化の祭り」についてですが、期間中、目標を大きく上回る九万七千人もの方々にご来場いただき、対外的な交流をいっそう深めるとともに、御食国若狭おばまの魅力が大いにPRすることができました。

これに先立ち、十月六日に開催しました「御食国サミット」では、同じ御食国の歴史を有する三重県伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町および兵庫県洲本市の首長ほか関係者にご出席いただき、今後の相互交流と「御食国ブランド」を生かしたまちづくりの推進について協定を締結し

ました。

また、御食国サミットに引き続き開催した「全国食のまちづくり大会」には、北は青森県鶴田町から南は高知県南国市まで、全国各地から四十六の関係自治体に参加し、食のまちづくりに関する取り組み事例発表と意見交換を行うとともに、今後、連携を深め、互いに発展しながら日本の食文化を守り、世界に向けて日本の食の発信に努めていくことをうたった共同宣言を採択しました。

食への関心、ニーズが全国的に高まりを見せている中、今回の祭りを通して御食国若狭おばまに息づく歴史・自然・文化といった地域資源や魅力が、こうしたニーズに十分応え得るものであるということが実証されたのではないかと考えています。

このイベントに多くの方にお越しいただき、またマスコミなどでも繰り返し取り上げられるなど「小浜II食のまち」というイメージがますます定着したと考えています。

これを契機に、市民、事業者が今一度原点に立ち戻り、「食のまちづくり」とどのように係わり協働するかについて考えていただくことが地域の活性化に結びつくものと期待しているところです。

止し、活力ある小浜市を目指し努力していきたいと考えています。

世界遺産暫定リスト登載へ向け 県と共同で取り組む

市では、昨年四月に世界遺産推進室を設置し、同年九月「複合遺産」として文化庁、環境省に推薦書を提出しましたが、今回あらためて県と共同で取り組むこととなりました。世界でもまれな信仰形態「神仏習合」の建築と伝統を今に残す神宮寺を中心とする社寺建造物群と文化的景観を対象とする「文化遺産」として、十一月三十日に世界遺産暫定一覧表記載資産候補として、県と共同で文化庁に提出しました。

来年一月中には、国の世界文化遺産特別委員会で第一次の暫定一覧表に追加記載する候補地が選定され、文化審議会の承認を得て、二月にユネスコ世界遺産委員会へ提出された後、正式に世界遺産暫定リストに登載される運びとなります。

長い取り組みになると思いますが、今後とも文化的景観の保護と文化財の保存整備を図り、関係機関への理解を求めるとともに市民の意識高揚と気運醸成に努めていきたいと考えています。

第四回「命のかたち」展 審査結果

市では、食のまちづくりの一環として、二年に一度「命のかたち」展を開催しています。四回目の今回は、一般の部に八十七点、小中学校の部に七百二十六点の応募があり、次のとおり入賞者が決まりました。

浜小三年、栗駒海斗(国富小一年)、森田智美(雲浜小二年) 敬称略

■問い合わせ

食のまちづくり課 内線228



三久保亮佑さんの作品

宮本崇夫さんの作品

新井茉莉乃さんの作品



栗駒海斗さんの作品



森田智美さんの作品

- 【一般の部】
- ▼最優秀賞 吉岡ちえこ(滋賀県大津市)「謳ういのちは、」
- ▼優秀賞 三國滋子(京都府舞鶴市)、長友紀子(京都府城陽市)、須甲包子(敦賀市)

- 【小中学校の部】
- ▼最優秀賞 川波ゆき(奈良県鳥見小六年)「ピクニック」
- ▼優秀賞 森あやね(徳島県鳴門教育大附属中二年)、湯浅和奏(徳島県高川原小二年)、近藤伶香(愛知県正則小一年)

- ▼審査委員賞 竹崎麗奈(京都府余内小二年)、宮本崇夫(下根来小三年)、三久保亮佑(雲浜小四年)、新井茉莉乃(雲)

ご意見箱

- ①市章の色を統一してほしい。
- ②広報おばま「広報小浜」に変更し、市章を掲載してはどうか。
- ▼①市章は、昭和二十六年の市制施行にあたり、デザインを一般公募し決定したものです。また、公募の条件は黒一色となっていました。その後エンジ色や青色を状況により使い分けています。市章は、どちらかと言えば象徴的な存在であり、現在は、御食国若狭おばまのシンボルロゴマークを使い、食のまちづくりを進める小浜市を積極的にアピールしているところです。

(総務課・市長室)

- ご意見箱にはいろいろな意見・提案などが寄せられると思います。が、広報おばまに掲載されないものはどのように扱われているのですか。また、閲覧することは可能ですか。
- ▼ご意見箱や各課へのメールでの意見・提案は、内容に応じて担当部署で回答文を作成し、市長が決済をしています。回答については、次のように取り扱っています。

- ①住所・氏名が記入されている場合は、市長がサインをした回答文を本人に送付
- ②無記名の場合：当コーナーに掲載

いただいた意見・提案について検討する委員会などは開いていませんが、掲載できなかったものについても関係部署と連携し、市政運営の参考にさせていただいています。

なお、年度ごとに件名や処理方法などを記した一覧表を作成しており、閲覧することができます。

(市長室)

「御食国若狭おばま」ロゴマーク(商標)の使用について決めました



市が商標登録している「御食国若狭おばま」ロゴマーク(以下、ロゴマーク)の使用について、次のとおり決めました。

なお、市が取得している商標の分類は、第二十一類(食器類、箸)、第二十九類(食品群)、第四十三類(宿泊施設の提供、飲食物の提供)の三類です。

①市内に住所または事業拠点のある事業者(以下、市内事業者)がロゴマークを個別商品(右記分類のものに限る)のラベル、シール、包装など(以下、商品など)に使用する場合は、若狭おばまブランド認証制度による認証を受けてください。

ただし、市内事業者が啓発用看板や複数商品を対象としたパンフレット、チラシなどに使用することは自由です。

②事業者または個人が、ロゴマークの文字部分の一部または全部を商品などに使用する場合は自由とし、市はこのことについて一切関与しません。また、ロゴマークの図形部分のみの使用についても同様です。

■問い合わせ
食のまちづくり課 内線222
商工振興課 内線224

「法律相談」こんなときどうする？



小浜ひまわり基金
法律事務所弁護士
大伴 孝一さん

【Q】借金の返済が苦しいので法的に整理したいと思っています。ただ「自己破産」は不安で…。

【A】自己破産というと、非常に暗いイメージがあるため敬遠されるようです。しかし、実際には、自己破産をしたからといって日常生活に支障が生じることは通常ありません。自己破産の主なデメリットとしては、

- ①借金ができない
- ②クレジットカードを作ることができない
- ③不動産を所有している場合は引っ越しをする必要がある

の3点があります。しかし、戸籍や住民票に掲載されることはありませんし、選挙権を奪われることもありません。また、子どもの将来に悪影響を及ぼすことも一切ありません。ずるずると返済を続けていても借金は減るどころか増える一方です。自己破産は、人権を奪う制度ではなく、あなたが立ち直れるよう支援する制度なのです。※生活が苦しい方は、法律扶助制度により無料で相談を受けることができます。

■問い合わせ 同法律事務所 ☎53・2018

小浜城とゆかりの人物 ③酒井忠勝(-)



小浜城絵図(寛永12年)

忠勝の父忠利は、松平郷譜代酒井氏6代酒井正親の三男として生まれ、自身も三河以来徳川家康に仕えました。その後、江戸城大留守居・年寄となり、寛永4(1627)年川越で死去しました。忠利の子忠勝は、元和6(1620)年に徳川家光の小姓に、同9(1623)年には家光の將軍襲職に先立って老中となり、さらに寛永15(1638)年には大老となりました。すなわち酒井氏は、幕閣の重職に就いた三河以来の門閥譜代大名でありました。忠勝は、三代將軍家光に「余の右手は酒井忠勝であり、左手は松平信綱である」と言わしめるほど信任されていました。

寛永11(1634)年8月、忠勝は幕府から小浜城の石垣・堀・櫓・門の破損修復と堀の砂さらえの許可を、同12(1635)年2月には中井正純の指揮の下で、三重の天守閣の建造と西丸の石垣を一問積み上げることの許可を得て普請に取りかかりました。石垣普請を担当したのは、当時石垣積みの最高の技術をもっていた近江の穴生衆でした。

■問い合わせ 世界遺産推進室 ☎内線441